弥彦村農業委員会農地利用最適化推進委員選任に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、弥彦村農業委員会が農業委員会に関する法律(昭和 26 年法律 第88号。以下「法」という。)と弥彦村農業委員会の委員等の定数に関する条例に 基づき、農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の選任の手続き等に ついて、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦及び募集の区域)

第2条 法第17条第2項の規定に基づき、推進委員が担当する区域を次のとおり定め、その区域を単位として、農業者、農業者が組織する団体その他関係者に対し、推進委員候補者の推薦を求めるともに、推進委員の募集を行うものとする。

| 地区 | その地区の区域 | 定数 |
|----|---------------------------|----|
| 1 | 麓、観音寺、境江、村山、大戸、川崎、浜首、麓村新田 | 2 |
| 2 | 弥彦、走出、上泉、山岸、山崎、中山 | 2 |
| 3 | 井田、平野、荻野、魵穴、矢作、美山 | 2 |

(資格)

- 第3条 推進委員として、推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農地等の利用の 最適化の推進に熱意と識見を有し、農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務 を適切に行うことができる者で、推進委員選任予定日において、次の各号にいずれ にも該当する者とする。
 - (1) 推進委員が担当する区域内に住所を有する者
 - (2) 法第8条第4項の規定に該当しない者

(推薦及び応募の手続き等)

- 第4条 推進委員の推薦及び応募については次のとおりとする。
- 2 法第 19 条の規定に基づき、個人が推薦する場合は別紙様式1により、法人又は 団体が推薦する場合は、別紙様式2により、文書をもって、直接又は郵送により弥 彦村農業委員会宛に提出するものとする。
- 3 法第 19 条の規定に基づき、募集に応募しようとする者は、別紙様式 3 により文書をもって、直接又は郵送により弥彦村農業委員会宛に提出するものとする。

(募集の手続き等の周知)

- 第5条 推進委員の募集にあたっては、次の手続き等を通じて村内の農業者等の関係 者への周知に努めるものとする。
 - (1) 弥彦村広報への掲載及び弥彦村掲示板への掲示
 - (2) 弥彦村ホームページ
 - (3) その他

(推薦及び応募者の公表)

- 第6条 推進委員の推薦・募集期間は、概ね1ヶ月とし、推薦及び応募者について弥 彦村ホームページ等に、推薦・募集期間の中間及び期間終了後遅滞なく公表するも のとする。
- 2 前項の公表事項は、農業委員会等に関する法律施行規則(昭和 28 年農林省令第 23 号)第 12 条の規定により行う。

(候補者の評価)

- 第7条 第4条の規定に基づき推薦・募集に応じた推進委員候補者について、弥彦村 農業委員会は、「弥彦村農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営 要綱」に基づく弥彦村農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会(以下 「委員会」という。)に候補者について、その評価の意見を求めるものとする。
- 2 委員会は、その合議によって候補者を評価したうえで、弥彦村農業委員会長に意見を報告することとする。

(推進委員の委嘱)

第8条 弥彦村農業委員会は、委員会の報告を受けて候補者を決定し、推進委員を委嘱する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成28年12月27日から施行する。